

安城更生病院 登録施設制度実施規程

愛知県厚生農業協同組合連合会

安城更生病院 地域医療連携課

平成 22 年 04 月 01 日 制定

【目的】

第 1 条 この規程は安城更生病院（以下「当院」という。）が、地域医療活動を進めるうえで必要な様々な活動を円滑に進めるため、関係医療機関を登録する制度について、その内容を定めるものである。

【登録の資格】

第 2 条 登録施設は西三河南部医療圏および当院と医療連携を行っている医療関係機関とする。

2 登録施設の契約期限は登録日から、登録日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

但し当院・登録施設双方に異存がない限り、翌年度以降も自動的に更新されるものとする。

【登録の申請】

第 3 条 登録を希望する施設は「登録施設申込書」他、必要書類を記入し当院の地域連携室へ申請する。

2 当院が申請を受諾した場合には、当院の登録施設名簿に医療機関名、代表者名、主な診療科、連絡先等を登録し、その施設に対し「安城更生病院登録施設証」を発行する。

【登録の変更・取消し】

第 4 条 登録施設が登録内容の変更及び取消しを希望する場合は、書面により当院にその旨を届出るものとする。

2 当院の院長が不適切と判断した場合は、登録を取消することができる。

【主な連携内容】

第 5 条 当院が保有する医療機器等の利用

2 図書室の利用

3 研修会及び症例検討会等への参加

4 情報提供

5 共同利用病床の利用

6 諸記録の閲覧

【登録施設の責務】

- 第6条 当院内においては、当院の諸規程を遵守する。
- 2 当院で知り得た患者の個人情報や診療内容について守秘義務を遵守する。
 - 3 当院内の設備・施設を利用する際は、当院が準備する名札（登録施設名）を着用する。

【その他】

- 第7条 共同利用等に関する具体的な必要事項に関しては「安城更生病院 共同利用規程」に定める。

(付則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。